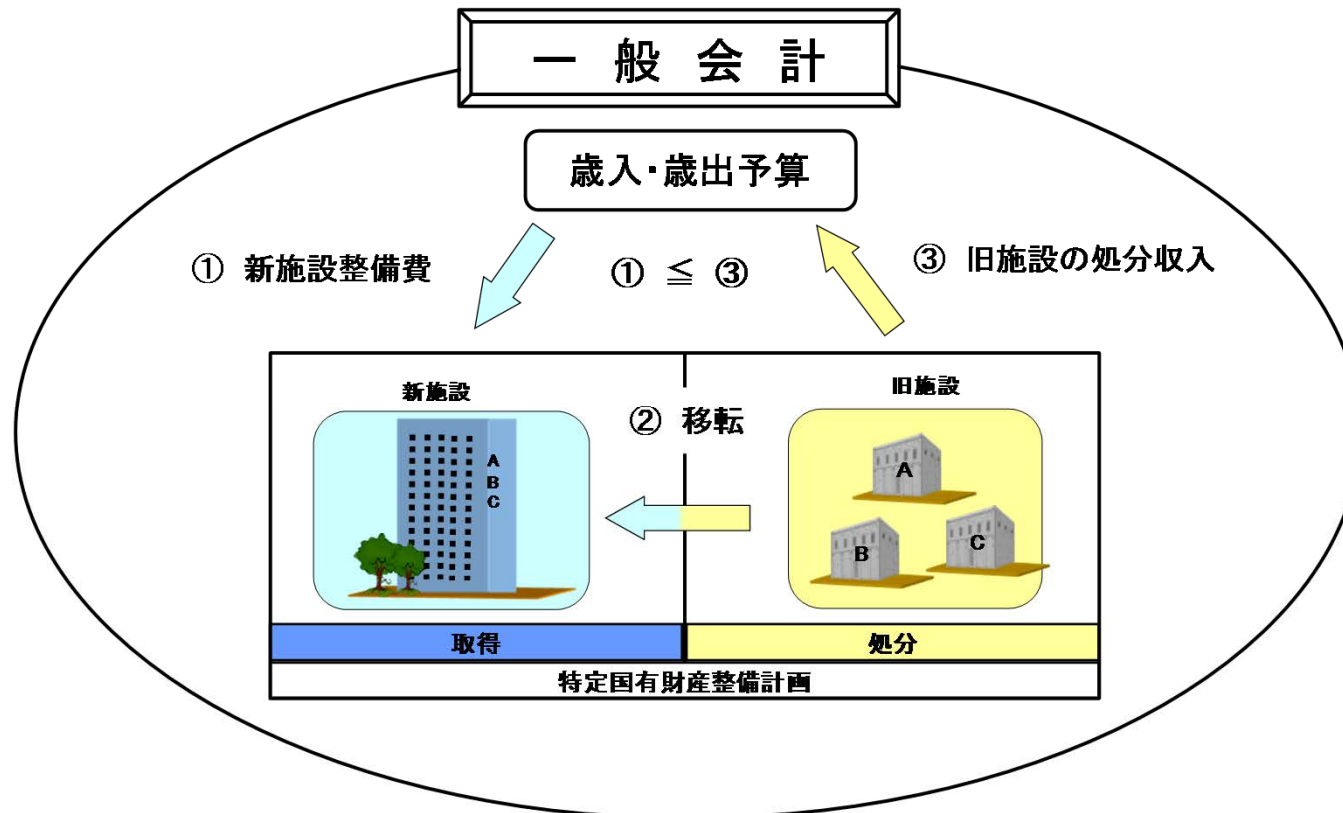


## 特定国有財産整備計画の仕組み(一般会計)

- 特定国有財産整備計画とは、庁舎等の集約立体化などを行う場合に、新施設の整備費(①)を、新施設整備後、これに伴い不用となった旧施設跡地等の処分収入(③)でまかなう、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの考え方にに基づき、財務大臣が財産の取得と処分を定める計画(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(以下、「庁舎法」)第5条)のことをいいます。
- なお、特定国有財産整備特別会計の廃止に伴い、平成22年度以降に新規で定めた特定国有財産整備計画の実施については、一般会計で経理しています。

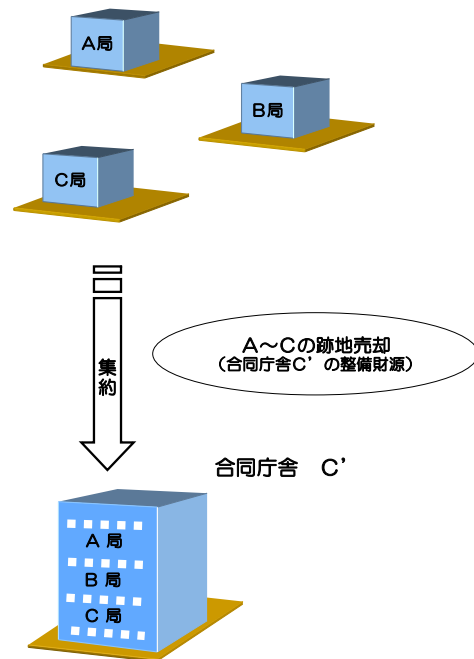
(注) 特定国有財産整備特別会計が特別会計改革の一環により、平成21年度末をもって廃止されたことに伴い、平成21年度までに策定されていた事業で未完了のものについては、当該事業が完了するまでの間、経過的に設置された財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定で経理を行うこととされている。



# 特定国有財産整備計画(類型)

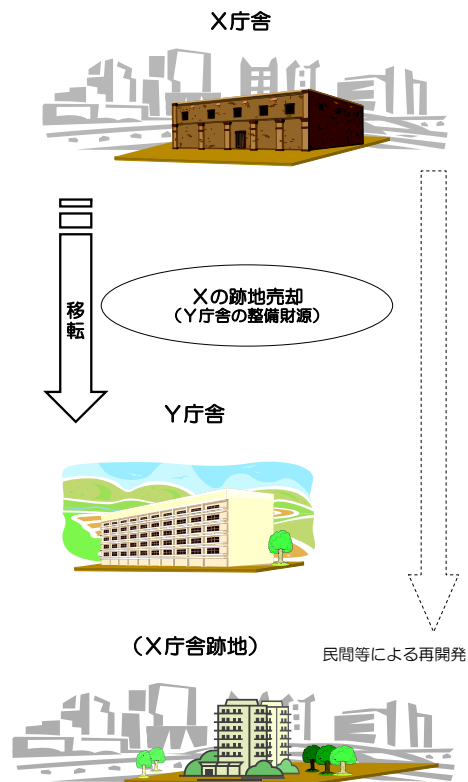
- 特定国有財産整備計画は、その目的ごとに下表の3事業の類型があります(庁舎法第5条各号)。
- このうち庁舎耐震化事業は、耐震性能に問題のある庁舎等が大量に存在していること、中央防災会議において「強力に庁舎等の公共建築物等の耐震化の促進に取り組む」との方針が決定されたこと、などの事情を背景として平成18年に庁舎法が改正され導入されたものです。

## 集約立体化事業 (庁舎法第5条1号)



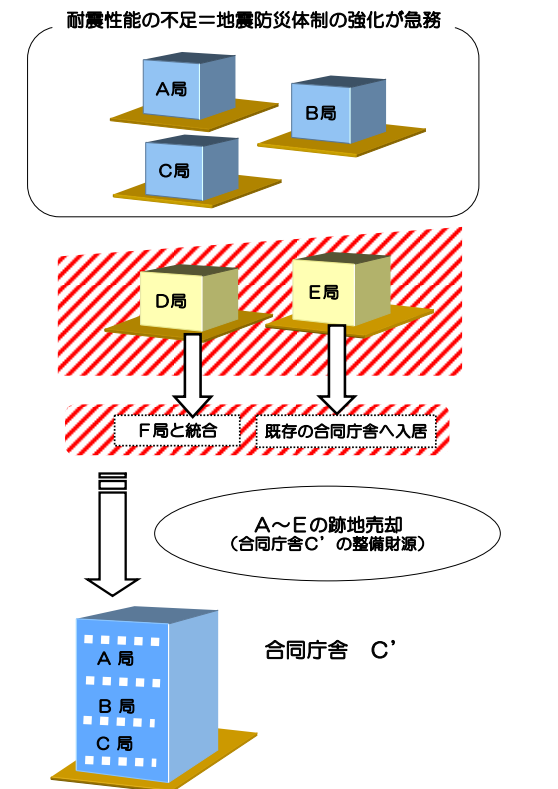
取得…耐火構造の高層な建物及びその敷地  
[合同庁舎C']  
処分…C'の整備に伴って不用となる庁舎等  
[A~C]

## 移転再配置事業 (庁舎法第5条第2号)



取得…Xに代わる施設及びその敷地 [Y]  
処分…市街地に設置することが必ずしも必要でないなど、他の用途に供することが適当な庁舎等 [X]

## 庁舎耐震化事業 (庁舎法第5条第3号)



取得…地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎及びその敷地  
[合同庁舎C']  
処分…C'の整備に伴って不用となる庁舎等  
(使用調整等を行うことにより不用となる庁舎等 [D, E] を含む。)  
[A~E]